

特別事情具申について

1 次の各項目に該当する志願者は、願書提出前に手続きが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人以外の者が未成年後見人に準じる者として保護者となる場合
(具体的な例等の詳細は38ページをご覧ください。)
- (2) 保護者の住所を入学日までに、京都府内に変更する場合
(具体的な例等の詳細は39ページをご覧ください。)
- (3) 南陽高等学校附属中学校、園部高等学校附属中学校又は福知山高等学校附属中学校を志願する方で、京都市内に在住して入学日までに京都府内の京都市以外の地域に住所を変更する場合

2 手続き期間

令和6年11月26日（火）～12月2日（月）
（日曜日、土曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで）
受付場所 京都府教育庁指導部高校改革推進室

3 問い合わせ先

京都府教育庁指導部高校改革推進室
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 第3号館
TEL 075-414-5857
FAX 075-414-5847

特別事情具申手続について

事 情	手 続
1 親権者又は未成年後見人以外の者が、未成年後見人に準じる者として保護者となるため届出を要する場合 (1) おじ、おば、祖父母等が保護者となる場合 (2) 他家の養子となった子について、実親が保護者となる場合 (3) 養子縁組届が審査中であって、養親になろうとする者が保護者となる場合 (4) 認知の父が保護者となる場合 (5) 離婚の際に親権者とならなかった方の父又は母が保護者となる場合 (6) 師僧（華道等の家元を含む。）が保護者となる場合	◎提出書類 ○中学校入学志願者の保護者届 第1号様式（41ページ） ○添付書類 ・保護者となる者と志願者の続柄が確認できる資料（例えば、住民票記載事項証明書（続柄の記載があること。）等） ・返信用封筒（定形、110円切手を貼ったもの） ・親権者又は未成年後見人がある場合は、その同意書（左記1(2)の場合は不要） ・その他京都府教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ◎提出先 京都府教育委員会教育長

注1 **親が単身赴任している場合で、本人と府内で同居しているもう一方の親（親権者）を保護者として出願するときは、手続は必要ない。**

2 父母が離婚し、**保護者（親権者）が、復氏により本人と姓が異なる場合は**、43ページの副申書を用いて、親権のあることを申し立てる書類を作成し、入学願書等提出時に添付することをもって足り、手続は必要ない。

3 未成年後見人に準じる者の範囲は、志願者の在学期間中監護及び教育を行うについて正当な理由がある者に限られる。

〔関係規定等〕

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則第3条

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程第1条

選抜要項7（1）ア

事 情	手 続
2 転居等により、住所の届出を要する場合 (1) 保護者の住所が入学日までに府の区域内に変更する者 ア 他の都道府県から府内へ イ 外国から府内へ (2) 南陽高等学校附属中学校、園部高等学校附属中学校又は福知山高等学校附属中学校を志願する者で、保護者の住所が京都市内にあり、入学日までに京都市以外の府の区域内に保護者の住所を変更するもの	◎提出書類 ○中学校入学志願者の住所に関する届第2号様式（42ページ） ○添付書類 ・転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料（例えば、家屋に係る売買契約書・賃貸契約書・家屋に係る固定資産税納入通知書及び明細書等の写し、社宅の入居証明書等であって住居表示があるもの。） ・返信用封筒（定形、110円切手を貼ったもの） ・その他京都府教育委員会において、それぞれの事情に応じて必要とする証明書又は資料 ◎提出先 京都府教育委員会教育長

注1 願書提出時において既に府外から府内（上記(2)の場合は、京都市又は府外から京都市を除く府の区域内）に転居しているが、**許可を受けて通学区域外の小学校に引き続き就学している場合は**、この手続は必要ないが、区域外就学に係る許可証等の写しを入学願書に添付すること。

2 保護者の住所は府内（上記(2)の場合は、京都市以外の府の区域内。以下同じ。）にあるが、**保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立小学校等に就学している場合は**、この手続は必要ないが、その旨を記した小学校長の副申書を入学願書に添付すること。（43ページの副申書を用いること。）

3 **親が単身赴任等で府内に住居を有し、志願者は家族の他の者とともに小学校卒業後この住居へ転居する場合**、特別事情具申手続は不要だが副申書（43ページ）を入学願書に添付すること。
なお、この場合、府内の住所が確認できる資料（具申手続に必要な上記添付書類に準じる。）を具申期間中に京都府教育委員会に持参し、あらかじめ住所の確認を得ておくこと。

4 転居先住所又は生活の本拠を確認できる資料において、**家屋の所有者・契約者等が保護者と異なる場合**（例えば、保護者の実家に転居する場合で保護者の父母等が家屋の所有者であるとき）は、原則として、所有者・契約者等の同意書（44ページ）が必要であること。

5 **保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる場合は**、この手続は必要ないが、区域外就学に係る許可証の写し又は小学校長の副申書（43ページ）を入学願書に添付すること。

〔関係規定等〕

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程第2条
選抜要項7（1）イ

特別事情員申の手続きについて

◎ 期間は令和6年11月26日(火)～12月22日(月)
(日曜日、土曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで)
受付場所 京都府教育庁指導部高校改革推進室

事前準備手続

	① 各種届・申請書に 必要事項を記入	② 小学校長等の 証明印の押印	③ 添付書類 の整備	④ 特別事情員申	⑤ 受理	⑥ 入学願書提出
1 親権者又は未成年後 見人以外の者が、未成 年後見人に準じるため して保護者となる場合 届出を要する場合 (詳細は38ページ)	「中学校入学志願者の 保護者届」 第1号様式 41ページ	不要	38ペー ジ参照	①～③によ る書類の持 参提出及び 特別な事情 の説明 〔提出先〕 京都府教育長 員会教育長	受理書を申請 者宛てに郵送	受理書を入学願書 に添付し入学学校に提 出すること。
2 転居等により、住所 の届出を要する場合 (詳細は39ページ)	「中学校入学志願者の 住所に関する届」 第2号様式 42ページ	小学校長の 証明印	39ペー ジ参照	①～③によ る書類の持 参提出及び 特別な事情 の説明 〔提出先〕 京都府教育長 員会教育長	受理書を申請 者宛てに郵送	受理書を入学願書 に添付し中学校に提 出すること。

※本手引き41ペー
ジ以降の様式をコ
ピーして使用する
こと。
※高校改革推進室
ホームページから
ダウンロードもで
きます。

※1の場合には、
保護者となる者
と志願者との関
係を証明する資
料が必要です。
※必ず返信用封筒
(110円切手を
貼ったもの)を
準備すること。

※京都府教育庁指導部
高校改革推進室で具
申に係る審査を行う。
※持参提出者は原則と
して保護者とすけるが
保護者が持参できな
い場合、近親者、小
学校担任等事情をよ
く知っている者でも
よい。

※12月中旬に
郵送予定

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

保護者となる者の氏名 (印)

就学希望者の氏名

在学（出身）小学校名

注 「保護者となる者の氏名」欄について、保護者となる者が自署の場合は押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。

中学校入学志願者の保護者届

私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号）第3条の規定により、保護者（就学希望者の未成年後見人に準ずる者）となるので届け出ます。

記

1 就学希望者の住所

2 保護者となる者の住所

3 連絡先

電話 ()

4 就学希望者との関係及び届出の理由

5 志望中学校 京都府立 中学校

年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

保護者氏名 _____ (印)

志願者氏名 _____

志願者と保護者との関係 _____

在学(出身)小学校名 _____

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

中学校入学志願者の住所に関する届

私は、京都府立中学校に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。

記

1 届出の理由

- (1) ☐ 転居 (☐ 府内の転居、☐ 他の都道府県から府内への転居、☐ 外国から府内への転居)
(2) ☐ 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。

説明 (詳しく記入してください。)

2 届け出る住所 (1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地)

保護者:

志願者:

3 現住所等 (1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所)

保護者: _____ 電話 () _____

志願者:

4 志望中学校 京都府立 中学校

証 明 書

上記の事情に相違ないことを証明します。

年 月 日

在学(出身)小学校長氏名 _____ (印)

在学(出身)小学校所在地 _____

電話 () _____

副 申 書

就学希望者の氏名

在学（出身）小学校名

具体的な事情等を記入してください。

京都府内の保護者住所及び氏名

氏名

上記のとおり副申します。

年 月 日

在学（出身）小学校担任氏名

在学（出身）小学校長氏名



上記のとおり確認します。

年 月 日

京都府教育庁指導部高校改革推進室長



注1 保護者のみが単身赴任等により京都府内に住居を有し、小学校卒業後志願者がこの住居へ転居する場合はこの副申書を使用してください。この場合、特別事情具申の期間中に京都府教育委員会まで府内の住所を確認できる資料を併せて持参提出し、確認を受けてください。

なお、小学校の副申欄の記入は不要です。

2 保護者の住所は府内にあるが、保護者の元を離れて通学区域外又は他府県に所在する私立学校等に就学している場合は、この副申書を使用してください。この場合、京都府教育委員会の確認は不要です。

3 親権はあるが、志願者と保護者の姓が異なる場合は、この副申書を使用してください。この場合には、小学校の副申及び京都府教育委員会の確認は不要です。出願時に願書に添付してください。

同意書

下記の者が、私の所有（又は契約）する住居に居住することに同意します。

年 月 日

所有者（又は契約者）住所

所有者（又は契約者）氏名

印

記

1 住居の所在地

2 居住開始年月日 年 月 日

3 居住する者の氏名

氏 名	所有者（又は契約者）との関係

受 理 書

在学（出身）小学校名 _____

本人氏名 _____

上記の者の令和7年度京都府立中学校入学志願に当たって、中学校入学志願者の（保護者届・住所に関する届）を受理しました。

年 月 日

京都府教育委員会教育長

記

受 理 番 号				
願 書 提 出 先 名 中 学 校		京都府立 高等学校附属中学校		
本 人 の	新（転居後）住所			
	現 住 所			
保護者の	新（転居後）住所			
	現 住 所			
保 護 者 氏 名			本人と保護者 との 関 係	
特 別 の 事 情				

注1 事実と相違ある場合は、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」第6条により入学を取り消します。

2 入学願書に添えて本書を出願先中学校長に提出してください。

京都府立の中学校及び高等学校の 通学区域に関する規則（抜粋）

○ 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（抄）

昭和 59 年 11 月 23 日
京都府教育委員会規則第 14 号

〔京都府公立高等学校通学区域に関する規則〕をここに公布する。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則

（平 12 教委規則 5・平 15 教委規則 4・改称）

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和 29 年京都府教育委員会規則第 4 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、京都府立の中学校（以下「中学校」という。）及び高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第 2 条 高等学校の全日制の課程（単位制による課程を除く。）の通学区域は、別表第 1 のとおりとする。

2 高等学校の単位制による全日制の課程の通学区域は、別表第 2 のとおりとする。

3 教育上特別の事情があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、通学区域の調整を行うことがある。

4 中学校、別表第 1 又は別表第 2 に定めのないもの並びに高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の通学区域は、府の全区域とする。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる中学校及び高等学校の学科（京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和 62 年京都府教育委員会規則第 8 号。以下「管理運営規則」という。）第 2 条の 2 に定める中学校及び高等学校における教育を一貫して施すものに限る。）の通学区域は、京都市を除く府の全区域とする。

（1）京都府立南陽高等学校附属中学校及び京都府立南陽高等学校サイエンスリサーチ科

（2）京都府立園部高等学校附属中学校及び京都府立園部高等学校普通科

（3）京都府立福知山高等学校附属中学校及び京都府立福知山高等学校文理科学科

（就学できる中学校及び高等学校）

第 3 条 就学できる中学校及び高等学校は、就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が定める者をいう。以下同じ。）の住所（就学希望者が成年の場合には、本人の住所。以下同じ。）の存する通学区域の中学校及び高等学校とする。

（就学できる中学校及び高等学校の特例）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者は、前条の通学区域以外の通学区域の中学校及び高等学校に就学することができる。

2 前項の規定により就学しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

（府の区域以外の地域からの就学）

第 5 条 保護者の住所が府の区域以外の地域に存する就学希望者は、あらかじめ教育長の許可を受けて、中学校及び高等学校に就学することができる。ただし、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への就学希望者の取扱いについては、教育長が定める。

（入学の許可の取消し）

第 6 条 この規則に反して中学校及び高等学校に入学した者は、入学の許可を取り消されることがある。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

【以下省略】

京都府立の中学校及び高等学校の 通学区域に関する規則施行規程 (抜粋)

○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（抄）

京都府公立高等学校通学区域に関する規則（昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号）第 7 条の規定に基づき、「京都府公立高等学校通学区域に関する規則施行規程」を次のとおり定める。

京都府立高等学校通学区域に関する規則施行規程

京都府立高等学校通学区域に関する規則施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程

（未成年後見人に準ずる者）

第 1 条 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する未成年後見人に準ずる者は、就学希望者の在学期間中監護及び教育を行うことが見込まれる者で、監護及び教育を行うについて正当な理由があるものとする。

2 京都府立の中学校（以下「中学校」という。）又は高等学校（以下「高等学校」という。）に入学しようとする者の未成年後見人に準ずる者は、中学校にあっては中学校入学志願者の保護者届（別記第 1 号様式）を、高等学校にあっては高等学校入学志願者の保護者届（別記第 1 号様式の 2）を京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（転居予定者等の手続）

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者が入学しようとする場合は、中学校にあっては中学校入学志願者の住所に関する届（別記第 2 号様式）を、高等学校の全日制の課程にあっては高等学校入学志願者の住所に関する届（別記第 2 号様式の 2）を教育長に提出しなければならない。

- （1）保護者（入学志願者が成年の場合には、本人。以下この条において同じ。）の住所が入学日までに府の区域内に変更する者
- （2）保護者の住所が入学日までに府の区域内において変更する者で教育長が別に定めるもの
- （3）保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる者

（通学区域外就学の手続）

第 3 条 規則第 4 条第 1 項に規定する通学が著しく困難な者その他教育上特別の事情がある者の許可の申請は、中学校にあっては通学区域外の中学校就学許可申請書（別記第 3 号様式）に、高等学校の全日制の課程にあっては通学区域外の高等学校就学許可申請書（別記第 3 号様式の 2）によるものとする。この場合において、次の各号の一に該当する者にあっては、就学しようとする中学校又は高等学校の校長に提出するものとする。

- （1）通学が著しく困難な者
- （2）生徒の保護者（生徒が成年の場合には、本人）の住所の変更又は高等学校における生徒の転科（転類を含む。）により、就学できる中学校又は高等学校が変更することとなった場合において、引き続き現に在学する中学校又は高等学校に就学しようとする者

（府外居住者入学志願の手続）

第 4 条 規則第 5 条の規定により中学校又は高等学校の全日制の課程に就学しようとする者の許可の申請は、中学校にあっては府外居住者の中学校就学許可申請書（別記第 4 号様式）に、高等学校の全日制の課程にあっては府外居住者の高等学校就学許可申請書（別記第 4 号様式の 2）によるものとする。ただし、教育長が別に定めるところにより許可した場合はこの限りではない。

（高等学校の定時制の課程及び通信制の課程の取扱い）

第 5 条 保護者（就学希望者が成年の場合には、本人）の住所が府の区域以外に存する就学希望者が高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に就学しようとする場合は、府外居住者の就学理由書（別記第 5 号様式）を就学しようとする高等学校の校長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- （1）就学希望者の住所又は勤務先が府の区域内にある場合
- （2）就学希望者の住所又は勤務先を就学を始める日までに府の区域内に変更する場合

別記

第1号様式（第1条関係）

京都府教育委員会教育長 様	年 月 日
保護者となる者の氏名 印 就学希望者の氏名 在学（出身）小学校名	
中学校入学志願者の保護者届	
私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第3条の規定により、保護者（就学希望者の未成年後見人に準ずる者）となるので届け出ます。	
記	
1 就学希望者の住所 2 保護者となる者の住所 3 連絡先 4 就学希望者との関係及び届出の理由 5 志望中学校	電話（ ） 京都府立 中学校

- 備考 次に掲げる書類を添付してください。
- 1 在学（出身）小学校の校長の副申書
 - 2 保護者となる者と就学希望者との関係を証明する資料
 - 3 親権者又は未成年後見人がある場合は、その同意書

第1号様式の2（第1条関係）（略）

第2号様式（第2条関係）

京都府教育委員会教育長 様	年 月 日
保護者氏名 印 志願者氏名 志願者と保護者との関係 在学（出身）小学校名	
中学校入学志願者の住所に関する届	
私は、京都府立中学校に入学を志願するに当たっては、住所を下記のとおりとしますので届け出ます。	
記	
1 届出の理由 (1) ☐ 転居（ ☐ 府内の転居、 ☐ 他の都道府県から府内への転居、 ☐ 外国から府内への転居） (2) ☐ 保護者の生活の本拠が住民基本台帳に記載された住所と異なる。	
説明（詳しく記入してください。）	
2 届け出る住所（1の(1)の場合は転居先住所、1の(2)の場合は生活の本拠の所在地） 保護者： 志願者：	
3 現住所等（1の(1)の場合は転居前住所、1の(2)の場合は住民基本台帳に記載された住所） 保護者： 電話（ ） 志願者：	
4 志望中学校 京都府立 中学校	
証 明 書	
上記の事情に相違ないことを証明します。 年 月 日	
在学（出身）小学校長氏名 印 在学（出身）小学校所在地 電話（ ）	

- 備考 1 該当する口に✓印を記入してください。
- 2 「証明書」欄について、他の都道府県から府内への転居の場合のみ記入してください。
- 3 転居先住所又は生活の本拠の所在地を確認できる資料を添付してください。

第2号様式の2（第2条関係）（略）
第3号様式（第3条関係）（略）
第3号様式の2（第3条関係）（略）

第4号様式（第4条関係）

京都府教育委員会教育長 様 保護者氏名 _____ 印 就学希望者氏名 _____ 就学希望者と保護者との関係 _____ 在学（出身）小学校名 _____ 府外居住者の中学校就学許可申請書 私は、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第5条の規定により、府の区域以外の地域から京都府立中学校に就学したいので、事情審査の上、許可されますよう申請します。 記 1 就学希望者の住所 2 保護者の住所及び連絡先 _____ 電 話 _____（ ） 3 許可申請の理由 (1) ☐ 通学困難 (2) ☐ 保護者の単身赴任 (3) ☐ その他 説明（詳しく記入してください。） 4 志望（引き続き就学しようとする）中学校 _____ 京都府立 _____ 中学校	年 月 日 印
証 明 書 上記の事情に相違ないことを証明します。 年 月 日 在学（出身）小学校長氏名 _____ 在学（出身）小学校所在地 _____ 電 話 _____（ ） 印	

備考 1 就学希望者がすでに中学校に在学している場合は、出身小学校長の証明書は不要です。
2 該当する□に✓印を記入してください。
3 通学困難又は保護者の単身赴任等の事情を証明又は具体的に説明する資料を添付してください。

第4号様式の2（第4条関係）（略）
第5号様式（第5条関係）（略）

(参考)

令和7年度
京都府立洛北高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和7年度
京都府立南陽高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和7年度
京都府立園部高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和7年度
京都府立福知山高等学校附属中学校
入学者選抜実施要領

令和 7 年度京都府立洛北高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和 7 年度における京都府立洛北高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和 7 年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項 5（7）の規定により、この実施要領の定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書（各教科の学習の記録「評定」に限る。）、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果のいずれにおいても適性のある者について、「評定」を除く報告書の内容を選抜のための資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時

令和 7 年 1 月 18 日（土）

集 合	8 : 5 0
出欠確認・一般注意	9 : 0 0 ~ 9 : 1 5
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会場 本校

(3) 内容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等をみる。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。

エ 面接

意欲、聞く力・話す力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配点は、各 100 点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

令和7年度京都府立南陽高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和7年度における京都府立南陽高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和7年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項5（7）の規定により、この実施要領の定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書の「各教科の学習の記録（評定）」、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果のいずれにおいても適性のある者について、報告書の「各教科の学習の記録（評定）」以外の内容を選抜のための資料として総合的に判断し、合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時 令和7年1月18日（土）

集 合・出欠確認	8 : 5 0
受検上の注意	8 : 5 5 ~ 9 : 1 0
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会 場 本校

(3) 内 容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等をみる。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。

エ 面 接

本校で学ぼうとする意欲、個性、適性及び聞く力・話す力・表現力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配点は、各100点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

令和7年度京都府立園部高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和7年度における京都府立園部高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和7年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項5(7)の規定により、この実施要領の定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書の「各教科の学習の記録（評定）」、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果において、いずれにも適性のある者について、報告書の「各教科の学習の記録（評定）」以外の記載内容を含め、総合的に判断し合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時

令和7年1月18日（土）

集 合・出欠確認	8：50
受検上の注意	8：55～ 9：10
適性をみる検査Ⅰ	9：20～10：10
適性をみる検査Ⅱ	10：35～11：25
適性をみる検査Ⅲ	11：50～12：40
面 接	13：30～

(2) 会 場 本校

(3) 内 容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等をみる。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。

エ 面接

本校で学ぼうとする意欲、個性、適性及び聞く力・話す力・表現力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ及びⅢ 各100点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

令和 7 年度京都府立福知山高等学校附属中学校入学者選抜実施要領

令和 7 年度における京都府立福知山高等学校附属中学校（以下「本校」という。）の入学者の選抜は、令和 7 年度京都府立中学校入学者選抜要項（以下「選抜要項」という。）に定めるところによるほか、選抜要項 5 (7) の規定により、この実施要領に定めるところにより行うものとする。

1 合格者の決定方法

報告書（各教科の学習の記録「評定」に限る。）、面接の結果及び適性をみる検査の各検査結果において、いずれにおいても適性のある者について、「評定」を除く報告書の内容を資料に加えて総合的に判断し、合格者を決定する。

2 面接及び適性をみる検査

(1) 実施日時

令和 7 年 1 月 18 日（土）

集 合	8 : 4 0
出欠確認・一般注意	8 : 5 5 ~ 9 : 1 0
適性をみる検査Ⅰ	9 : 2 0 ~ 1 0 : 1 0
適性をみる検査Ⅱ	1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5
適性をみる検査Ⅲ	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 4 0
面 接	1 3 : 3 0 ~

(2) 会場 本校

(3) 内容

ア 適性をみる検査Ⅰ

読解力、理解力、表現力等をみる。

イ 適性をみる検査Ⅱ

資料の分析力、科学的・論理的思考力、判断力、表現力等をみる。

ウ 適性をみる検査Ⅲ

合理的・論理的思考力、処理する力、判断力、表現力等をみる。

エ 面接

本校で学ぼうとする意欲、個性、適性及び聞く力・話す力・表現力などのコミュニケーション能力等をみる。

(4) 適性をみる検査の配点

適性をみる検査Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配点は、各 100 点とする。

3 その他

選抜要項及びこの実施要領に記載のない事項については、別途指示する。

提出用書類

入学願書・付票・受検票	(様式アの1)
写真票	(様式アの2)
報告書	(様式イ)

※ 綴^とじてある書類を切り取り使用してください。

※ 入学願書等送付用宛名も綴^とじてありますので、志願先中学校用の宛名を切り取り、封筒に貼ってください。

様式アの1

※受付番号

令和7年度選抜

入 学 願 書

在学(出身) 小学校名	
志願者住所	(〒 —)
ふりがな 志願者氏名	年 月 日生

上記の者は、京都府立 _____ 高等学校附属中学校に入学を志望しますので、出願します。

_____ 年 月 日

京都府立 _____ 高等学校附属中学校長 様

_____ (〒 —)

保護者住所

ふりがな

保護者氏名 

志願者との関係

_____ (電 話) _____

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

(他の都道府県からの入学志願者のみ記入してください。)

連絡先	
(〒 —)	電話
在学（出身）小学校住所	
(〒 —)	電話

※受付番号

付 票

在学（出身）小学校名

志願者住所

ふりがな
志願者氏名

令和7年度入学考査の手数料納入書

(「納税証明書＜納付済証＞」貼り付け欄)

納税証明書
＜納付済証＞

納付番号

確認番号

金 額

円

納入内容

問い合わせ先

納入者

押

※再発行はできませんので、紛失しないよう提出するまで大切に保管してください。

領収日付印

納入書保管

所定の納付書で手数料2,200円を納付し、領収日付印が押印された「納税証明書＜納付済証＞」を貼り付けてください。
※「納付書・領収書」を貼り付けないでください。

契 印

令和7年度入学考査受検票

※受付番号	
氏 名	
在学（出身）小学校名	
※受付学校名	
	
1 本票は、入学考査に関する一切の手続受領書を兼ねます。 2 入学考査の実施当日携帯してください。 その後も入学時まで保存しておいてください。	

受検に関する注意事項

ア 入学考査の実施当日は、検査場の中学校長の指定した時刻に検査場に集合して、検査員から注意事項の説明を受けてください。

イ 受検票及び筆記用具（鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム及び鉛筆削り）を忘れないでください。
その他必要なものは、中学校長が別に指示します。

入学願書・付票・受検票は
切り離さずに提出すること。

様式アの2

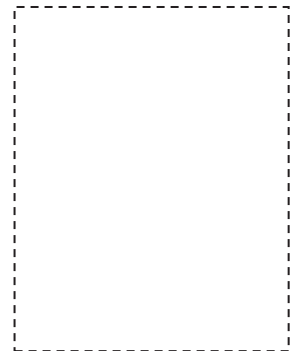
令和7年度選抜

写 真 票

※ 受付番号	
ふりがな 氏 名	
在学（出身）小学校名	

（写真貼り付け欄）

- ・ 3箇月以内に撮影
- ・ 旅券申請用判（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル程度）
- ・ 正面、無帽



京都府立中学校入学志願者

報 告 書

※ 受 付 番 号	学 校 名	児 童 氏 名	性 別

各 教 科 の 学 習 の 記 録									
Ⅰ 観 点 別 学 習 状 況									
教 科	観 点	学 年	5 年	6 年					
国 語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
社 会	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
算 数	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
理 科	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
音 楽	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
図画工作	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
家 庭	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
体 育	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
外国語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
Ⅱ 評 定									
学年 \ 教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語
5年									
6年									

総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録					
学年	学 習 活 動	観 点	評 価		
5年					
6年					
特 別 活 動 の 記 録					
内 容	観 点	学 年	5 年	6 年	
学級活動					
児童会活動					
クラブ活動					
学校行事					
行 動 の 記 録					
項目 \ 学年	5 年	6 年	項目 \ 学年	5 年	6 年
基本的な生活習慣			思いやり・協力		
健康・体力の向上			生命尊重・自然愛護		
自主・自律			勤労・奉仕		
責任感			公正・公平		
創意工夫			公共心・公德心		

この報告書の記載事項に誤りのないことを証明します。

年 月 日

学校名

校長氏名

記載責任者氏名

印

入学願書等送付用宛名

※ 志願先の部分を切り取り、入学願書等送付用封筒に貼ってください。

○ 洛北高等学校附属中学校用

〒606-0851

京都府京都市左京区下鴨梅ノ木町59

京都府立洛北高等学校附属中学校長 様

○ 南陽高等学校附属中学校用

〒619-0224

京都府木津川市兜台6丁目2番地

京都府立南陽高等学校附属中学校長 様

○ 園部高等学校附属中学校用

〒622-0004

京都府南丹市園部町小桜町97番地

京都府立園部高等学校附属中学校長 様

○ 福知山高等学校附属中学校用

〒620-0857

京都府福知山市字土師650

京都府立福知山高等学校附属中学校長 様

令和7年度京都府立中学校入学者募集に係る日程表

令和6年												令和7年											
11月						12月						1月											
1	金					1	日					1	水	元日									
2	土					2	月					2	木										
3	日	文化の日				3	火					3	金										
4	月	振替休日				4	水					4	土										
5	火					5	木					5	日										
6	水					6	金					6	月										
7	木					7	土					7	火										
8	金					8	日					8	水										
9	土					9	月					9	木										
10	日					10	火					10	金										
11	月					11	水					11	土										
12	火					12	木					12	日										
13	水					13	金					13	月	成人の日									
14	木					14	土					14	火										
15	金					15	日					15	水										
16	土					16	月					16	木										
17	日					17	火					17	金										
18	月					18	水					18	土	入学検査実施日									
19	火					19	木					19	日										
20	水					20	金					20	月										
21	木					21	土					21	火										
22	金					22	日					22	水										
23	土	勤労感謝の日				23	月					23	木										
24	日					24	火					24	金										
25	月					25	水					25	土										
26	火					26	木					26	日										
27	水					27	金					27	月										
28	木					28	土					28	火										
29	金					29	日					29	水										
30	土					30	月					30	木										
						31	火					31	金										

特別事情具申
午前9時～午後5時
土日祝日を除く
受付会場
高校改革推進室

出願期間
簡易書留郵送
消印有効
(25日分は簡易書留
による速達郵送)

**入学確約書
提出期間**
(24日 正午まで)

交付された**入学許可に関する書類**を添えて、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に、入学予定となった中学校に就学する旨速やかに届けをしてください。
届出の方法については、各市町村教育委員会に確認してください。

問い合わせ先

■京都府教育庁指導部高校改革推進室

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁 第3号館

Tel 075-414-5857

Fax 075-414-5847

ホームページアドレス

<https://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/>

■京都府立洛北高等学校附属中学校

〒606-0851

京都市左京区下鴨梅ノ木町59

Tel 075-781-0020

Fax 075-781-2520

ホームページアドレス

<https://www.kyoto-be.ne.jp/rakuhoku-hs/mt/>

■京都府立南陽高等学校附属中学校

〒619-0224

京都府木津川市兜台6丁目2番地

Tel 0774-72-8730

Fax 0774-72-8647

ホームページアドレス

<https://www.kyoto-be.ne.jp/nannyou-hs/mt/>

■京都府立園部高等学校附属中学校

〒622-0004

京都府南丹市園部町小桜町97番地

Tel 0771-62-0051

Fax 0771-62-0116

ホームページアドレス

<https://www.kyoto-be.ne.jp/sonobefuzoku/cms/>

■京都府立福知山高等学校附属中学校

〒620-0857

京都府福知山市字土師650

Tel 0773-27-2151

Fax 0773-27-2826

ホームページアドレス

<https://www.kyoto-be.ne.jp/fukuchiyamafuzoku-jhs/cms/>